

産業廃棄物収集運搬業者が事業の範囲を変更するとき

手 続 産業廃棄物収集運搬業の事業変更の許可申請

産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物収集運搬の事業の範囲を変更するときは、都道府県知事等の許可を受けなければなりません（廃棄物14の2Ⅰ）。

廃棄手三〇

申 請 手 続	
申 請 時 期	事業の範囲を変更する前に
申 請 人	事業の範囲を変更する者
申 請 先	都道府県知事または政令で指定する市の長
申 請 書 類	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更後の事業計画の概要を記載した書類</li> <li>2 変更に係る事業の用に供する施設（積替保管施設を含みます。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、施設付近見取り図</li> <li>3 申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合は使用する権原を有すること）を証する書類</li> <li>4 当該変更に係る事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類</li> <li>5 当該変更に係る事業の開始に要する資金の総額およびその資金調達方法を記載した書類</li> <li>6 申請者が法人である場合は直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類</li> <li>7 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額および納付済額を証する書類</li> </ol>

- 8 申請者が法人である場合には、定款または寄附行為および登記事項証明書
  - 9 申請者が個人である場合には、その住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - 10 申請者が廃棄物処理法14条5項2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面
  - 11 申請者が廃棄物処理法14条5項2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書ならびに役員の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（廃棄物則6の24の8IV⑦））
  - 12 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
  - 13 申請者が法人である場合において、発行済み株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（これらの者が法人である場合には、登記事項証明書）
  - 14 申請者に廃棄物処理令6条の10に規定する本店または支店などの代表者である使用人がある場合には、その者の住民票の写しならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- 申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前記6および8に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができます。
- なお、都道府県知事は、申請者が①産業廃棄物収集運搬業、②産業廃棄物処分業、③特別管理産業廃棄物収集運搬業、④特別管理産業廃棄物処分業の許可および変更の許可または⑤産業廃棄物処理施設の設置および変更の許可（平成12年10月1日以降に受けた許可であって、当該許可の日から5年を経過しないものに限ります。）を受けている場合は、前記9から14までに掲げる書類の全部または一部に代えて当該許可に係る許可証を提出させることができます。  
(都道府県等により異なりますので窓口にて確認してください。)

## 産業廃棄物の処理 処理業者

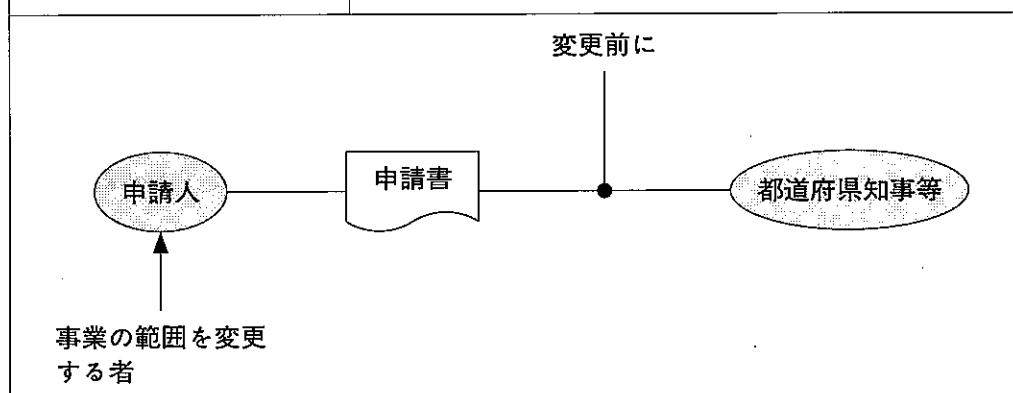
提出通数	都道府県等により異なりますので窓口にて確認してください。
根拠法令等	廃棄物処理法 8条1項・14条の2第1項・24条の2 廃棄物処理令27条 廃棄物処理則10条の9第1項2項・9条の2第2項～5項・様式10号

**罰 則**

許可を受けずに、もしくは不正の手段により許可を受けて事業の範囲を変更すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます（廃棄物25I③④）。また、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または人の業務に関し、上記の違反をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人に対して3億円以下の罰金、その人に対して1,000万円以下の罰金が科されます（廃棄物32）。

### 手 続 の 流 れ

廃棄手四二一



許可を  
要する  
場 合

産業廃棄物収集運搬業者が事業の範囲の変更を行う場合に、許可申請を行います（廃棄物14の2I）。

許可を  
要しな  
い場合

変更が事業の一部の廃止については許可を必要としません（廃棄物14の2Iただし書）。

一  
九  
九

MEMO

#### ◆添付書類

添付書類のうち住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、住民基本台

## 産業廃棄物の処理　　処理業者

帳法30条の45に規定する国籍等)の記載のあるものに限られます(廃棄物則3V⑩)。

### ◆許可区域

許可を受ける区域については、産業廃棄物の積卸しを行う区域をいいます(廃棄物14I)。(例:東京都で積み、北海道で卸す場合は東京都と北海道の両方の許可を必要とします。なお、運搬途中の通過地の許可は必要としません。)

### ◆許可の有効期限

業の許可の有効期限は、当該許可にかかる事業の実施に関する能力および実績を勘案して次に掲げる期間となります(廃棄物14II、廃棄物令6の9)。

- ① 新たに許可を受けた者 5年
- ② 許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間において廃棄物処理法14条の3の規定による事業停止の命令を受けていないことその他の当該許可にかかる事業の実施に関する優れた能力および実績を有する者として廃棄物処理則9条の3に定める基準に適合すると認められたもの 7年
- ③ 許可の更新を受けた者であって、②に掲げる者以外のもの 5年

許可の更新がされたときは、その許可の有効期限は、従前の許可の有効期限の満了日の翌日から起算します(廃棄物14IV)。

なお、更新の申請を行った場合において、許可の有効期限の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の許可は、許可の有効期限の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有します(廃棄物14III)。

### ◆指導要綱等

この法定手続以外に、都道府県等の指導要綱等が別に定められている場合がありますので、事前に許可を受ける都道府県等に確認してください。

### ◆東京都における先行許可制度

東京都では、平成25年4月1日から、産業廃棄物収集運搬業の変更許可の申請時に、既に持っている先行許可証を提示した場合、住民票等の添付書類を一部省略できる制度の運用が開始されました。制度の詳細は前掲項目「産業廃棄物収集運搬業を行うとき(積替保管を含まない場合)」を参照してください。

## 産業廃棄物の処理 処理業者

## ●産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

様式第十号（第十条の九関係）

(第1面)

## 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿  
(市長)申請者 〒〇〇〇一〇〇〇〇  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号  
氏名 株式会社 西武環境  
代表取締役 甲山一郎  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 〇〇〇一〇〇〇一〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、  
産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を  
産業廃棄物処分業添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇〇〇号		
収集運搬業・処分業の区分	収集運搬業		
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)	(区分) 積替え保管を除く (廃棄物の種類) 汚泥(建設基礎工事に伴う脱水後のものに限る。) 廉プラスチック(石綿含有産業廃棄物を含む。) 紙くず、木くず、繊維くず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上8種類		
変更の内容	汚泥(建設基礎工事に伴う脱水後のものに限る。)の追加		
変更理由	取引先を新規開拓したところ、汚泥の排出があり、取り扱う産業廃棄物の種類を追加したいため		
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	8tダンプ 2台 蓋付ドラム缶 10本 2tキャブオーバー 1台 フレコンパック 20袋 脱着式コンテナ専用車 1台 計3台		
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	該当なし		
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

廃棄手三七・三八

二〇〇ノ一

## 産業廃棄物の処理 処理業者

(第2面)

## 申請者(個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所 住

## (法人である場合)

(ふりがな) 株式会社	名称 西武環境	住所 ○○県○○市○○町一丁目1番1号
----------------	------------	------------------------

## 法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

## (個人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所 住

## (法人である場合)

(ふりがな) 名	名称	住所

## 役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所 住

## 役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍所 住
甲山 一郎	昭和〇〇年〇月〇日	○○県○○市○○町一丁目1番1号
	代表取締役	同上
甲山 花子	昭和〇〇年〇月〇日	○○県○○市○○町一丁目1番1号
	取締役	同上
甲山 二郎	昭和〇〇年〇月〇日	○○県○○市○○町一丁目1番1号
	取締役	同上
丙川 太郎	昭和〇〇年〇月〇日	○○県○○市○○区○○三丁目15番1号
	監査役	同上

産業廃棄物の処理 処理業者

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	20,000 株		出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	所
甲山 一郎	昭和〇年〇月〇日	18,000株 90%	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号 同上	
甲山 花子	昭和〇年〇月〇日	1,000株 5 %	〇〇県〇〇市〇〇町一丁目1番1号 同上	
株式会社〇〇清掃		1,000株 5 %	〇〇県〇〇市〇〇区〇〇三丁目15番1号 同上	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

## ◆記入のポイント

## 1 「許可の年月日及び許可番号」欄

許可年月日と許可番号を記入します。

## 2 「収集運搬業・処分業の区分」欄

業の区分を記入します。

## 3 「許可に係る事業の範囲」欄

積替保管の有無、廃棄物の種類を記入します。なお、廃棄物の種類については、廃棄物処理法2条4項および廃棄物処理令2条の分類に従った産業廃棄物の種類を記入します。

## 4 「変更の内容」欄

変更する内容を記入します。

## 5 「変更理由」欄

変更する理由を記入します。

## 6 「変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号」欄

ない場合は記入しません。積替保管施設があれば廃棄物の種類や数量、面積、高さを記入します。

## 7 「変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要」欄

ない場合は記入しません。積替保管施設があれば構造や設備の概要を記入します。

## 8 「※事務処理」欄

記入しません。

## 9 「申請者（個人である場合）」欄

氏名、生年月日、本籍、住所を記入します。

## 10 「申請者（法人である場合）」欄

名称、住所を記入します。

## 11 「法定代理人（個人である場合）」欄

申請者が廃棄物処理法14条5項2号ハに規定する未成年の場合、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍、住所を記入します。

## 12 「法定代理人（法人である場合）」欄

法定代理人が法人である場合においては、その名称および住所ならびにその役員の氏名、生年月日、役職名・呼称、本籍および住所を記入します。

13 「役員（申請者が法人である場合）」欄

暴力団員等の排除規定がありますので、申請者が次のいずれかに該当しないことを確認してください（廃棄物14の2 II・14V②）。

- (1) 廃棄物処理法7条5項4号イからトまでに該当する者（破産者、禁固以上の刑に処せられ執行後5年を経過しない者など）
- (2) 暴力団員等（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの）
- (3) 未成年者でその法定代理人が(1)や(2)に該当する者
- (4) 法人でその役員または廃棄物処理令6条の10で定める本店・支店などの代表者である使用人で(1)や(2)に該当する者
- (5) 法人で暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (6) 個人で廃棄物処理令6条の10で定める本店・支店などの代表者である使用人のうち(1)または(2)に該当する者

14 「発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者」欄

発行済株式の総数、出資の額、氏名、生年月日、保有する株式の数または出資金額の割合、本籍、住所を記入します。

15 「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄

申請者の使用人で本店または支店等の代表者、または継続的に業務を行う施設で、契約締結する権限を有する者の氏名、生年月日、役職名、本籍、住所を記入します。